

広島県共同研究実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広島県立総合技術研究所（以下「研究所」という。）が広島県以外の者と共同して行う研究（以下「共同研究」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応諾基準)

第2条 研究所が実施する共同研究の基準は、産業技術の振興又は県民生活の安全、安心の確保につながるものであり、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 研究所が行う試験研究と関連して実施することが必要かつ有益であると認められるもの
- (2) 研究所の施設、機器又は職員の有する専門技術が特に必要であり、共同研究することが効率的であると認められるもの
- (3) 前各号に掲げるもののほか、研究所の長（以下「所長」という。）が研究所と共同研究することが特に必要かつ有益であると認めるもの

(申請)

第3条 研究所と共同研究を行おうとする者（以下「共同研究者」という。）は、別記様式第1号の共同研究申請書を研究所各センター（保健環境センター、食品工業技術センター、西部工業技術センター、東部工業技術センター、農業技術センター、畜産技術センター、水産海洋技術センター及び林業技術センター）を通じて所長に提出しなければならない。

(審査及び契約)

第4条 所長は、前条に規定する申請があったときは、当該申請に係る研究が共同研究として適切かどうかを審査し、適切と認めたときは、別記様式第2号の共同研究承認通知書により、適切でないと判断したときは、別記様式第3号の共同研究不承認通知書により、共同研究者に通知するものとする。

- 2 所長は、共同研究を実施するときは、別記様式第4号を標準とする共同研究契約を締結するものとする。

(共同研究費の負担)

第5条 共同研究に要する経費及びその分担については、所長及び共同研究者が協議の上、定めるものとする。

(共同研究の管理)

第6条 所長は、共同研究者とともに共同研究の適正な管理に努め、その効率的推進を図るものとする。

(共同研究の中止)

第7条 所長及び共同研究者は、天災その他やむを得ない理由により、共同研究の継続が困難となったときは、所長及び共同研究者が協議の上、文書で確認後、中止することができる。

(研究結果及び研究成果の帰属及びその取扱い等)

第 8 条 共同研究により研究所の職員又は相手方の職員が独自に取得した研究結果及び研究成果(以下、「研究結果等」という)は、取得した職員が所属する機関に帰属するものとする。

2 本共同研究により研究所の職員及び相手方の職員が共同して取得した研究結果等の帰属は、所長と共同研究者が協議して定めるものとする。ただし、共同研究申請書等であらかじめ帰属が明確なものを除く。

3 本共同研究終了後に相手方又は第三者が、広島県に帰属する研究結果等を使用するときは、別途定める契約を締結するものとする。

(知的財産権の帰属及びその取扱い等)

第 9 条 共同研究により創出された発明等の知的財産(知的財産基本法(平成 14 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項の「知的財産」をいう。)に係る知的財産権は、その持分を当該発明等に対する研究所の寄与に基づき所長と共同研究者が協議して定める。

2 前項において、当県単独の持分となった場合は、広島県は当該発明等の知的財産に係る知的財産権の出願を単独で行うことができ、知的財産権は広島県にのみ帰属する。

3 前項により広島県が知的財産権を単独で出願したときは、所長は遅滞なく共同研究者へ通知する。

4 第 1 項において、持分共有とした場合、別記様式第 4 号の別紙様式に準拠した共同出願契約書を締結し、当該知的財産権の出願を広島県と共同研究者が共同で行うことができる。

5 前項により共同出願するときは、出願から権利化、権利の登録維持管理まで(以下「出願等」という。)に要する全ての費用について、原則、共同研究者が負担するものとし、所長と共同研究者が協議のうえ、共有とする知的財産権の第三者への権利行使及び共同研究者による自己実施等に係る取扱いを共同出願契約書に定めるものとする。

6 日本国外に出願する知的財産権の帰属及びその取扱い等についても、前五項の規定によることとする。

(研究成果の公表)

第 10 条 所長及び共同研究者は、共同研究の実施期間中及び終了後、研究成果を公表しようとするときは、事前に相手方と公表の内容、範囲を協議し同意を得るものとする。

(適用除外)

第 11 条 所長は、共同研究者が国、独立行政法人又は地方公共団体である場合、あるいは特別な事情がある場合は、この要綱の一部を適用しないことができる。

(雑則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、共同研究の事務取扱に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 8 月 26 日から施行する。

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 24 年 4 月 13 日から施行する。

この要綱は、平成 25 年 6 月 26 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(別記様式第 1 号)

共同研究申請書

年 月 日

広島県立総合技術研究所長 様
(センター)

申請者の住所又は所在地
申請者の名称及び
代表者の氏名

次のとおり共同研究したいので、広島県共同研究実施要綱第 3 条の規定により申請します。なお、様式に記載した内容について、広島県がセンターの利便性向上等を目的としたアンケート調査やセンター利用者に有益と思われるサービス等の情報提供に活用することに同意します。

(共同研究概要)

共同研究課題				
共同研究の 具 体 的 内 容				
共同研究の目的				
共同研究の必要 性				
実施希望期間	年 月 日 ～ 年 月 日			
共同研究の分担 (研究費につい ては別紙のとおり)	研究項目	研究細目	研究分担(研究機関・ 共同研究者の別)	実施場所
知的財産の取扱 いに係る希望				
研究成果の公表 方法及び時期に ついての希望				
共同研究担当者	氏 名		職名又は現在の地位	専門分野
申請者の概要	業 種		業務内容	
	資本金	千円	従業員	人
その他希望事項				

注) 共同研究の内容により、総合技術研究所長が共同研究者の資格証、履歴書等の提出を求めることがあります。

(別 紙)

共同研究費概算明細書

区 分	負担額積算内訳		積 算 内 容				
	研究機関 (A)	申請者 (B)					
(1) 人件費	円	円	担当	担当者名	平均時間 単価①	延べ時間 数②	計 (円) (①×②)
(2) 消耗品費	円	円	担当	消耗品名	単価 ①	数量 ②	計 (円) (①×②)
(3) 光熱水費	円	円	担当	担当者名	平均時間 単価①	延べ時間 数②	計 (円) (①×②)
(4) 設備利用費	円	円	担当	使用機器名	単価 ①	数量 ②	計 (円) (①×②)
(5) 旅費	円	円	担当	出張先・宿泊	出張旅費 ①	回数 ②	計 (円) (①×②)
(6) その他経費	円	円	担当	品名	単価 ①	数量 ②	計 (円) (①×②)
(1)～(6)の 合計額	円	円					
共同研究費	千円	千円	※千円未満切り捨て				
うち消費税額	円	円					

(別記様式第2号)

共同研究承認通知書

年 月 日

様

広島県立総合技術研究所長
(センター)

年 月 日付けで申請のあった（研究課題）に関する共同研究については、実施することとしましたので、広島県共同研究実施要綱第4条第1項の規定により通知します。

(別記様式第3号)

共同研究不承認通知書

年 月 日

様

広島県立総合技術研究所長
(センター)

年 月 日付けで申請のあった(研究課題)に関する共同研究については、次の理由により実施できないので、広島県共同研究実施要綱第4条第1項の規定により通知します。

(不承認の理由)

共同研究契約書

広島県を甲とし、

を乙として、甲乙両当事者は、次のとおり共同研究契

約を締結した。

(目的)

第1条 甲及び乙は、次の共同研究課題に関する研究を、共同して実施することを約した。

(1) 共同研究課題

(2) 共同研究目的

(3) 共同研究実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日

(定義)

第2条 本契約における用語の意味を次の各号に定める。

(1) 研究結果 本共同研究の実施により得られた結果をいう。

(2) 研究成果 本共同研究の実施又は実施の過程で得られた発明、考案、意匠、著作物、データセット、ノウハウ及びその他の技術的成果をいう。

(3) 研究成果品 本共同研究の研究成果及び研究成果により創作、抽出又は取得し、有形かつ学術的・技術的価値を有すると判断したものをいう。

(共同研究の分担)

第3条 共同研究の内容、分担、参加研究員、実施期間及び実施場所は、別表1のとおりとする。

(共同研究費の分担)

第4条 甲及び乙は、原則として別表1に定める共同研究分担に基づき、別表2に定める共同研究に要する経費を算出し、それぞれの負担額を決定するものとする。ただし、共同研究の分担について特別な事情がある場合は、甲及び乙の協議により定めた負担額とすることができる。

(共同研究の管理)

第5条 甲及び乙は、前条によりそれぞれ負担した研究について管理するものとする。

ただし、甲は、共同研究の効率的推進を図るため必要があると認めるときは、乙と協議して、共同研究を一体的に管理することができる。

(研究用資材等に対する注意義務)

第6条 甲及び乙は、この共同研究が終了するまでの間、それぞれ相手方が提供した研究用資材等を、善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

(機械器具等の賠償義務等)

第7条 乙は、故意又は重大な過失により甲の所有する機械器具等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 甲は、乙の故意又は重大な過失による本人の負傷もしくは事故について一切の責任を負わないものとする。

(共同研究の中止)

第8条 甲及び乙は、天災その他やむを得ない理由により、共同研究の継続が困難となったときは、甲及び乙の協議の上、文書で確認後、これを中止することができる。

2 甲及び乙は、前項の規定による共同研究の中止により、乙又は甲が受けた一切の損害について賠償する責めを負わないものとする。

(共同研究報告書の作成)

第9条 甲及び乙は、協力して、共同研究の実施期間中に得られた研究成果について報告書を取りまとめるものとする。

(研究結果及び研究成果の帰属及びその取扱い等)

第10条 本共同研究により甲の職員又は乙の職員が独自に取得した研究結果及び研究成果(以下「研究結果等」という。)は、取得した職員が所属する機関に帰属するものとする。

2 本共同研究により甲及び乙の職員が共同して取得した研究結果等の帰属は、甲及び乙

が協議して定めるものとする。

- 3 前二項に定める研究結果等の帰属は、共同研究申請書等であらかじめ帰属が明確なものを除くものとする。
- 4 乙は、本共同研究終了後に甲に帰属する研究結果等を使用するときは、別途定める契約を締結するものとする。
- 5 甲及び乙は、本共同研究終了後に、共同して保有する研究結果等を第三者に使用させるときは、別途定める契約を締結するものとする。
(知的財産権の帰属及びその取扱い等)

第11条 本共同研究により甲の職員又は乙の職員が独自に発明等（以下「独自発明等」という。）を行ったときは、それぞれの独自発明等に係る知的財産権について、甲又は乙は単独で出願できるものとする。

- 2 前項により、甲又は乙が独自発明等の単独出願を行うときは、甲又は乙は、独自発明等を行ったことについて、事前に相手方の確認を得るものとする。
- 3 本共同研究により甲の職員と乙の職員が共同して発明等（以下「共同発明等」という。）を行ったときは、共同発明等に係る知的財産権について、原則、甲及び乙に帰属するものとし、共同発明等への寄与に基づき甲と乙が協議して互いの持分割合を定めた上で、共同して出願（以下「共同出願」という。）することができるものとする。
- 4 前項により共同出願するときは、持分割合にかかわらず、原則、共有知的財産権の出願から権利化、権利の登録維持管理まで（以下「出願等」という。）に要する全ての費用を乙が負担するものとし、共有知的財産権に係る取扱いを甲と乙が協議のうえ、別紙様式に基づいた共同出願契約を締結するものとする。
- 5 日本国外に出願する知的財産権の帰属及びその取扱い等についても、前四項の規定によることとする。
(研究成果品の帰属)

第12条 共同研究の結果生じた研究成果品の帰属は、甲及び乙が協議して定めるものとする。ただし、共同研究申請書等であらかじめ帰属及び取扱いが明確なものを除く。
(優先実施権)

第13条 乙及び乙の指定する者に限り、共同研究の結果得られた研究成果のうち、甲の独自発明等に係る甲が単独で保有する知的財産権（以下「甲単独知的財産権」という。）を共同研究の終了した日から（優先実施期間）年間、優先的に実施できるものとする。

- 2 甲は、共同研究の結果生じた共同発明等に係る共有知的財産権を、共同研究の終了した日から（優先実施期間）年間、乙が指定する者に限り、乙が優先的に実施させることについて、同意する。
(第三者に対する実施許諾)

第14条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、乙及び乙の指定する者以外の者（以下「第三者」という。）に甲単独知的財産権又は共有知的財産権の実施を許諾できるものとする。

- (1) 乙及び乙の指定する者が、優先実施期間中、甲単独知的財産権又は共有知的財産権を、正当な理由なく実施しないとき。
- (2) 前条の規定により、乙及び乙の指定する者に優先実施権を付与し又は付与したことが、公共の利益を著しく損なうと認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定により第三者に対し、共有知的財産権の実施を許諾しようとするときは、乙の同意を得るものとする。
(実施料等)

第15条 甲は、乙及び乙の指定する者並びに第三者に対して、甲単独知的財産権及びこれに係る甲の独自発明等を実施させるときは、別途締結する契約書に定める実施料を受け取ることができる。

- 2 甲は、乙が共有知的財産権及びこれに係る共同発明等を実施しようとするときは、別途締結する契約書において、実施料相当額の不実施補償料を定めて受け取ることができる。
- 3 甲及び乙は、乙の指定する者又は第三者が共有知的財産権及びこれに係る共同発明等を実施しようとするときは、共有知的財産権に係る契約書を、原則、当事者全員で締結することとし、当該契約書に定める実施料を甲及び乙の持分に応じて分配するものとする。

4 前項の実施料を定めるときは、乙は甲の意向を尊重するものとする。

(秘密の保持)

第16条 甲の職員及び乙に属する職員は、共同研究において知り得た一切の情報を秘密として取扱い、相手方の同意なしに第三者に開示してはならない。ただし、当該情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 既に公知の情報であるもの
- (2) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報であるもの
- (3) 相手方から知り得た情報によらないで独自に創出又は発見したことが書面により立証できるもの
- (4) 他の規定等に別段の定めがあるもの

2 前項の秘密の保持については、本契約期間にかかわらず、本契約終了後 **(秘密保持期間)** 年間有効とする。

(研究成果の公表)

第17条 甲及び乙は、共同研究の実施期間中及び終了後、研究成果を公表しようとするときは、事前に相手方と公表の内容、範囲を協議し同意を得るものとする。

2 甲は、第14条の規定により甲単独知的財産権及びこれに係る甲の独自発明等の実施を第三者に許諾したときは、前項の規定にかかわらず、当該研究成果を公表できるものとする。

(契約の解除)

第18条 甲は、乙が本契約書に違反したときは、本契約書を解除することができる。ただし、是正について催告されてもなお相当期間内に是正しない場合とする。

2 甲は、乙が広島県の「物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領」別表の措置要件に該当すると認められるときは、本契約書を解除することができる。

3 甲は、前二項の規定により本契約書を解除した場合において、損害を受けたときは、乙に対して、損害賠償の請求をすることができる。

(疑義の解決)

第19条 この契約に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項で必要があるときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

年 月 日

甲 広島県
契約担当職員
広島県立総合技術研究所
所長

印

乙 住所
事業所等名
代表者

印

(別表 1)

共同研究分担一覧表

研 究 項 目	研 究 細 目	共同研究の分担研究員		実施期間	実施場所
		甲	乙		

(別表 2)

共同研究費概算明細書

区 分	負担額積算内訳		積 算 内 容				
	甲	乙					
(1) 人件費	円	円	担 当	担当者名	平均時間 単価①	延べ時間 数②	計 (円) (①×②)
(2) 消耗品費	円	円	担 当	消耗品名	単価 ①	数量 ②	計 (円) (①×②)
(3) 光熱水費	円	円	担 当	担当者名	平均時間 単価①	延べ時間 数②	計 (円) (①×②)
(4) 設備利用費	円	円	担 当	使用機器名	単価 ①	数量 ②	計 (円) (①×②)
(5) 旅費	円	円	担 当	出張先・宿泊	出張旅費 ①	回数 ②	計 (円) (①×②)
(6) その他経費	円	円	担 当	品名	単価 ①	数量 ②	計 (円) (①×②)
(1)～(6)の 合計額	円	円					
共同研究費	千円	千円	※千円未満切り捨て				
うち消費税額	円	円					

(別紙様式)

共同出願契約書

広島県（以下「甲」という。）及び（以下「乙」という。）は、甲及び乙が 年 月 日付けで締結した「（研究課題名）」に関する共同研究契約に基づく成果について、甲及び乙による以下の共同特許出願（以下「本件出願」という。）及び本件出願に係る発明（以下「本件発明」という。）の取扱いに関し、次のとおり約定する。

記

・発明の名称：

(目的)

第1条 本契約は、本件出願及び本件発明の取扱いを定め、本件出願の諸手続きを円滑に進めると共に、甲及び乙による本件発明の円滑な活用を図り、以て、甲及び乙の相互の利益に寄与することを目的とする。

(権利の持分)

第2条 本件発明についての特許を受ける権利の持分（以下「持分」という。）は、甲 %、乙 %とする。

(手続き)

第3条 本件出願についての権利化及び権利維持のための特許庁に対する手続きは、乙（甲）が行う。

2 乙（甲）は甲（乙）に対し、前項に規定する手続を行ったとき、又は特許庁から通知等があったときは、速やかに関係文書の写しを添えて通知するものとする。

3 本件出願の審査請求及び拒絶査定不服審判請求等の要否は、甲及び乙が協議して決定する。

(費用負担)

第4条 前条に規定した本件出願についての権利化及び権利維持のために発生する手続等に要する全ての費用は、乙が負担する。

(不実施補償)

第5条 乙が本件発明を実施するときは、乙は甲が不実施機関であることに鑑み、甲に対し不実施補償料を支払うものとする。不実施補償料の額その他の詳細な条件は、乙による本件発明の実施が具体化した時点で別途不実施補償に係る覚書を締結して定める。

(第三者への実施権許諾)

第6条 甲又は乙が本件発明についての実施権を第三者に許諾する場合、事前に相手方の合意を必要とする。

2 前項の規定により第三者に実施権を許諾した結果得られた実施料収入は、第2条に規定した持分割合に応じて分配する。

(権利侵害)

第7条 本件出願に基づく特許権（以下「本件特許権」という。）について第三者による特許権侵害があった場合は、甲及び乙が協力してこれに対処するものとする。

(秘密保持)

第8条 甲及び乙は、事前に相手方の文書による同意を得ることなく、本件発明及び本件発明から得られた新たな知見を第三者に開示してはならない。但し、本件発明の出願公開又は特許公報の発行若しくは第三者による公表等により公知となった場合はこの限りではない。

2 甲及び乙は、事前に相手方の文書による同意なくして、本契約の内容を第三者に開示

してはならない。

(改良発明)

第9条 甲及び乙は、本件発明が公知となるまでの間に本件発明の改良発明をなし、これについて特許出願をしようとするときは、その内容を相手方に予め通知しなければならない。この場合の通知があったときは、甲及び乙は、協議の上、当該発明についての特許を受ける権利の帰属その他の必要な事項を決定するものとする。

(学会発表等)

第10条 甲又は乙が本件発明の内容について学会発表を行うときは、事前に相手方の同意を得るものとする。但し、乙は甲が地方公共団体としての責務があることを理解し、特段の理由がない限り、これに同意するものとする。

2 甲又は乙が、本件発明の内容について新聞発表等のマスコミ発表を行うときは、事前に相手方の同意を得るものとする。

(外国出願)

第11条 本件出願に基づく外国出願は、甲及び乙が別途協議の上、行うものとする。

2 前項による外国出願についても第4条、第5条及び第6条の規定が適用される。

(分割出願等)

第12条 本件発明に関する特許の出願に基づきなされる分割出願、変更出願、特許法第41条に規定する優先権を主張してなされる国内出願（以下「分割出願等」とする。）については、協議（持分協議も含む）の上、行うものとする。

2 前項の協議において、持分が共有とされた分割出願等については、本契約の規定を準用する。

3 第1項の協議において、持分が単独とされた分割出願等については、持分を有する甲又は乙が自己の費用及び責任において権利化及び権利維持のための特許庁に対する手続を行うものとする。

(持分の譲渡、放棄)

第13条 甲及び乙は、本件発明についての特許を受ける権利及び本件特許権についての自己の持分を相手方又は第三者に譲渡することができるものとする。

2 甲又は乙は、前項による自己の持分を譲渡する場合は、事前に相手方と協議して持分の扱いを決定するものとする。なお、乙が持分を放棄した場合は、甲が乙の持分を引き継ぐものとし、放棄した時点以降は、第8条及び第9条の規定の適用を除き、乙に対して本契約の規定は適用されない。

(有効期限)

第14条 本契約の有効期限は、本契約締結の日から本件出願又は本件特許権についての全ての権利が消滅した日までとする。

(契約書の解除)

第15条 甲は、乙が本契約書に違反したときは、本契約書を解除することができる。ただし、是正について催告されてもなお相当期間内に是正しない場合とする。

2 甲は、乙が広島県の「物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領」別表の措置要件に該当すると認められるときは、本契約書を解除することができる。

3 甲は、前二項の規定により本契約書を解除した場合において、損害を受けたときは、乙に対して、損害賠償の請求をすることができる。

(協議)

第16条 本契約に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項で必要があるときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本契約締結の証として本書正本2通を作成し、甲及び乙はそれぞれ記名、押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲	広島県	
	代表者	印
乙	住 所	
	代表者	印